

完了後の評価個表

整理番号	14
------	----

事業名	森林環境保全整備事業	都道府県	三重県
地域（地区）名	みなみいせ 南伊勢	事業実施主体	県、市町、森林組合等
関係市町村	まつさか 松阪市ほか10市町	管理主体	県、市町、森林組合等
事業実施期間	H23年度～H30年度（8年間）	完了後経過年数	5年

事業の概要・目的	本地区は、三重県の中央部に位置し、区域面積は228千haと県土面積の39.4%を占め、4市7町を包括している。 本地区は、北は北伊勢森林計画区の津市に、西は台高山脈を隔てて奈良県に、南西は台高山脈の支脈を境に尾鷲熊野森林計画区の紀北町にそれぞれ接し、南東は熊野灘に、北東から東にかけては伊勢湾に面している。また、大規模マーケットである大阪、名古屋から直線距離で100km前後の位置にある。 本地区の民有林の面積は157千haのうち人工林は90千ha（人工林率58%）で、人工林の齢級構成は、12齢級をピークに11齢級以上の林分が79.2%を占め、主伐後の再造林や下刈り等の保育が必要となっている。 本地区では、山村地域の過疎化や林業就業者の高齢化、木材価格の低迷、経営コストの増大等から林業を取り巻く環境は厳しく、整備の行き届いていない森林が急速に増加していることから、水源涵養や山地保全等といった森林の有する公益的機能の発揮に支障を及ぼすことが懸念されている。 このため、本県では、森林を面的に環境林と生産林とに区分し計画的に除伐や間伐等の森林施業を推進すること、路網が必要な森林において林道を開設すること等により、森林の持つ公益的機能を充分に発揮させることが必要となっており、本事業では、公益的機能の維持増進のための再造林や除・間伐等の森林施業を積極的に推進するとともに、これらの効率的な推進及び木材等生産機能の維持増進を図るために必要な路網整備を実施したものである。 ・主な事業内容 森林整備：4,167ha 人工造林、下刈り、枝打、間伐、森林作業道整備等 路網整備：134m 林道開設 ・総事業費：4,647,975千円（税抜き 4,304,836千円）
----------	--

① 費用便益分析の算定基礎となった要因の変化	令和6年度時点における費用便益分析の結果は以下のとおりである。 事業着手以降、優先度の高い箇所から事業を実施したことに伴い施業量が増加したことを踏まえ費用便益分析を実施した。 総便益（B）39,923,407 千円 総費用（C） 7,510,608 千円 分析結果（B/C）5.32
② 事業効果の発現状況	4,167ha の森林が整備されたことにより、健全な森林が育成され、森林の有する水源涵養や山地保全等の森林の有する公益的機能の維持増進が図られた。 また、整備された路網の利用区域内において、搬出間伐が行われており、木材の安定供給が確保されている。
③ 事業により整備された施設の管理状況	整備された森林は、森林経営計画等に基づき適正に管理され、良好な状態を維持している。 整備された路網は、間伐等の施業を実施する際に草刈りや路面整備を行う等継続的な使用のための維持管理が適正に行われている。
④ 事業実施による環境の変化	森林整備の実施により水源涵養や山地保全等といった森林の有する公益的機能が発揮されている。
⑤ 社会経済情勢の変化	地球温暖化に伴う気候変動により、台風の大型化や集中豪雨の増加等が近年顕著になり、土砂崩れや洪水被害が各地で発生しているため、本地区においても、災害に対して危機感を持つ住民が増加傾向にある。 このため、地域のニーズに応じて優先度の高い箇所から着実に森林整備を進め、森林の有する公益的機能の維持推進を図ることで、住民の生活基盤を保全していくことが求められている。
⑥ 今後の課題等	森林整備を偏りなく継続的に実施するため、森林所有者に対し事業実施の普及啓発等を行うとともに、ICT 技術やドローン等の活用による省力化に取り組み、積極的な森林整備の実施を促進する必要がある。 地元の意見： （三重県） 本事業により手入れ不足の森林が適切に整備され、森林の持つ水源涵養機能や山地保全機能等の様々な公益的機能が発揮され、県土の保全等に寄与している。 （大紀町） 本事業により適切な森林の保育等施業が実施された。今後も森林の多面的機能を発揮させる為、継続的な事業の実施が必要である。 （大紀森林組合） 花粉症対策としての「主伐～再生林」に舵が切られ始めてきているように感じるが、依然として、森林作業道を開設しながら、面的に森林整備を進めていくことのできる本事業のニーズは高い。現在、多くの山林は手入れが遅れているため、ますます本事業で山林整備の推進をしていかなければならない。

評価結果	必要性： 地域の水源地の保全や土砂の流出防止等といった森林の有する公益的機能の維持増進を図るためには、間伐等の森林整備が必要であるため、事業の必要性が認められる。 効率性： 森林整備では作業の集約化が図られていることに加え、路網整備により森林整備事業箇所へのアクセスが向上しており、費用便益分析の結果からも、事業の効率性が認められる。 有効性： 森林経営計画等を踏まえた計画的な事業の実施により、健全な森林が育成されており、森林の有する公益的機能が持続的に発揮されていることから、事業の有効性が認められる。

便 益 集 計 表

(森林整備事業)

事業名：森林環境保全整備事業

都道府県名：三重県

地域(地区)名：南伊勢

(単位：千円)

大 区 分	中 区 分	評価額	備 考
水源涵養便益	洪水防止便益	10,760,390	
	流域貯水便益	2,204,731	
	水質浄化便益	9,099,210	
山地保全便益	土砂流出防止便益	6,247,677	
環境保全便益	炭素固定便益	3,758,469	
木材生産等便益	木材生産経費縮減便益	1,512	
	木材利用増進便益	4,051	
	木材生産確保・増進便益	7,676,756	
森林整備経費縮減便益	森林整備促進便益	170,611	
総 便 益 (B)		39,923,407	
総 費 用 (C)		7,510,608	
費用便益比	$B \div C = \frac{39,923,407}{7,510,608} = 5.32$		

森林環境保全整備事業 南伊勢地域(三重県)



凡例	
計画区域界、事業区域	—
市町村界	—

